

○農林水産省令第四十二号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）
第六条第三項の規定に基づき、植物防疫法施行規
則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月一日

農林水産大臣 森山 裕

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「八戸港」の下に「久
慈港」を、「和歌山下津港」の下に「鳥取港」を
加える。

第十五条中「郵便事業株式会社」を「日本郵便
株式会社」に、「名あて人」を「名宛人」に改める。
第二十一条第三項中「郵便事業株式会社」を「日
本郵便株式会社」に改める。

第十号様式中「奥瀬川瀬川株式会社」を「日本
瀬川株式会社」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。